

	掛 金			負 担 金			備 考		
	長期	短期	介護	長期	短期	介護			
給 料	一般組合員	103.5625	52.4 (50.75 +1.65)	6.08	151.6875 (103.5625 +0.375+ 47.75)	52.91 (50.75 +1.65+ 0.51) 育児休業等期間中 0.51	6.08	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.375 (0.3) ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 47.75 (38.2) 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.51 (0.41) ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.65 (1.32) 【最高限度額】 長期 496,000円 (620,000円) 短期 968,000円 (1,210,000円) ※上の()内は特別職・役員	
	船員組合員		49.57 (47.92 +1.65)			55.74 (53.58 +1.65+ 0.51) 育児休業等期間中 0.51			
	特別職組合員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	121.35 (82.85 +0.3+ 38.2)	42.33 (40.6 +1.32+ 0.41)	4.86		
	組合役員		83.15 (82.85 +0.3)		41.92 (40.6 +1.32)				
	組合職員	103.5625	52.4 (50.75 +1.65)	6.08	103.9375 (103.5625 +0.375) 育児休業等期間中 0.375	52.4 (50.75 +1.65)	6.08		
	地方独立行政法人	役員組合員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	83.15 (82.85 +0.3) (都)38.2	41.92 (40.6 +1.32)		4.86
	一般組合員	103.5625	52.4 (50.75 +1.65)	6.08	103.9375 (103.5625 +0.375) (都)47.75	52.4 (50.75 +1.65)	6.08		
	派遣職員				0.375 (都)47.75	52.4 (都)0.51 育児休業等期間中 (都)0.51			
	職員団体専従				103.5625 (都)47.75	52.4 (50.75 +1.65) (都)0.51			
	任意継続組合員		101.5	12.16					平均給料額 355,000円
期 末 手 当 等	一般組合員	82.85	41.92 (40.6 +1.32)	4.86	121.35 (82.85 +0.3+ 38.2)	42.33 (40.6 +1.32+ 0.41) 育児休業等期間中 0.41	4.86	【長期】(年金等の給付に要する財源) ◎公務等による給付に要する事業主負担 0.3 ◎基礎年金拠出金に係る公的負担 38.2 【短期】(保健診療等の給付に要する財源) ◎育児・介護休業手当金に要する公的負担 0.41 ※組合役職員・地方独立行政法人職員はなし ◎福祉事業(保健事業等に要する財源) 1.32 【最高限度額】 長期 1,500,000円 短期 5,400,000円 (短期については、年度累計額の上限)	
	船員組合員		39.66 (38.34 +1.32)		44.59 (42.86 +1.32+ 0.41) 育児休業等期間中 0.41				
	特別職組合員		121.35 (82.85 +0.3+ 38.2)		42.33 (40.6 +1.32+ 0.41)				
	組合役員		83.15 (82.85 +0.3)		41.92 (40.6 +1.32)				
	組合職員		83.15 (82.85 +0.3) 育児休業等期間中 0.3						
	地方独立行政法人		役員組合員		83.15 (82.85 +0.3) (都)38.2	41.92 (40.6 +1.32) (都)0.41 育児休業等期間中 0.41			
	一般組合員		83.15 (82.85 +0.3) (都)38.2						
	派遣職員		0.3 (都)38.2		41.92 (40.6 +1.32) (都)0.41 育児休業等期間中 0.41				
	職員団体専従		82.85 (都)38.2		41.92 (40.6 +1.32) (都)0.41				

◎追加費用負担金率(対給料)・・・ 義務 74.6/1,000 非義務 45.0/1,000

◎育児休業等期間中には、産前産後休暇も含む

◎育児休業等期間中における負担金免除・・・掛金と同率(育児休業等期間中における免除期間は最長で、当該育児休業に係る子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで)

◎部分休業に伴う給料減額部分の負担金免除(長期給付に限る。)・・・長期掛金と同率

◎介護保険の第2号被保険者・・・40才以上65才未満の組合員

◎事務費負担金(23区教育委員会分)・・・年額 4,050円 月単位 337.50円

◎児童手当拠出金(対給料、対期末手当等)・・・ 1.5/1,000

※組合役職員・地方行政独立法人職員・派遣職員・職員団体専従のみ(育児休業による掛金免除期間中は免除)

◎後期高齢者医療制度の被保険者とされる組合員の短期掛金・負担金・・・(対給料) 3.44/1,000 (対期末手当等) 2.75/1,000

(特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに2.75/1,000)